

第60回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 議事1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について 議事2 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について 報告事項 1 平成29年度「屋外広告物適正化旬間」の取組について 2 横浜サインの今後のスケジュールについて 3 歩行者系案内サインの整備について 4 禁止地域における展望不可案件について
日 時	平成30年2月13日(火) 午後1時00分から2時25分まで
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席者 (敬称略)	委 員：菊竹雪、岩村和夫、秋山桂子、河住志保、日並勇、松野勲、村上弘一、山崎洋子、川崎俊明 事務局：嶋田稔(都市整備局地域まちづくり部長)、嶋田傑(都市整備局景観調整課長)、 立川日出子(都市整備局景観調整課景観調整係長) 説明者：佐藤孝之(都市整備局企画課担当係長) 事業者：株式会社横浜DeNAバイスターズ
欠席者 (敬称略)	大川一平
開催形態	報告事項3は非公開、その他は公開(傍聴者なし)
決定事項	議事1 事務局の案のとおり了承された。 議事2 事務局の案のとおり了承された。
議 事	開 会 (事務局) 嶋田景観調整課長 定刻になりましたので、屋外広告物審議会を始めさせていただきたいと思います。今日は菊竹会長が、電車の都合で20分ぐらい遅れそうな感じなのです。まず初めに、議長は岩村副会長にお任せしたいと思うのですが、ちょっと例外的に審議と報告の順序を入れかえさせていただいて、報告から始めさせていただきたいと思いますが、よろしければそうさせていただきたいと思います。 では、これからの進行を岩村副会長にお願いいたします。 (岩村副会長) お寒いところお集まりいただきまして、ありがとうございます。菊竹会長がいらっしゃるまで、私が議長ということで、代わりを務めさせていただきます。今日も活発な審議ができますよう、よろしくご協力をお願いいたします。 それでは、第60回屋外広告物審議会を始めたいと思います。審議会の成立について、事務局からご報告をお願いいたします。 (事務局) 嶋田景観調整課長 審議会の成立についてご報告します。今、申し上げましたように、菊竹会長が遅れております。それから、大川委員から欠席という連絡をいただいております。現在のところ、委員10名中8名の出席となっております。このため、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席ということで、審議会は成立しております。 続いて、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。 資料確認 (事務局) 嶋田景観調整課長 続きまして、会議の公開・非公開についてですが、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に、附属機関の長は、会議の一部または全部の非公開を決定することができますとなっております。本日の審議につきましては、報告3について非公開案件としたいと考えております。報告3ですが、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるということで、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第1項第2号に該当いたします。したがって、これを非公開としたいと考えておりますが、どうでしょうか。

(承認)

(岩村副会長)

それでは、事務局案どおり非公開としてください。

(事務局) 綿田景観調整課長

はい。ありがとうございます。傍聴者は現在おりません。

報告事項

報告 1 平成29年度「屋外広告物適正化旬間」の取組について

(岩村副会長)

それでは、先ほど事務局からご報告がありましたけれども、菊竹会長がいらっしゃるまで先に報告事項を説明していただいて、その後、審議に移りたいと思いますので、事務局のほうからよろしく願います。報告 1 から、お願いいたします。

事務局から資料に基づき説明

(岩村副会長)

どうもありがとうございました。何かご意見、ご質問はございますでしょうか。どうぞ。

(村上委員)

和田町商店街でございます。私どもの商店街でまち歩きをやっていただきまして、ありがとうございました。危ない看板がまち歩きをすると大分見つかりまして、そういうものはふだん私どもが見ている、役員全員そうなのですが、全然わからないわけですけれども、いろいろご指導いただいて、今後の参考に大変なりました。ありがとうございました。それで、看板も外して中を点検しましたら、本当に危ない状態で、いつ落下してもいい状態でございます。あれが落下していたら、大変なけがをしているだろうなと思いました。ああいうふうにまち歩きを、やはり専門の方々と一緒にご指導いただきながらすることは、非常にいいことだと思ひまして、予算があるならば全市でやっていただければありがたいというふうに思っておりますが、予算の関係もあるでしょうからわかりませんが、とりあえず和田町は本当にありがとうございました。

(岩村副会長)

どうもありがとうございました。私は質問なのですが、かなりすごい状況の写真が写っていますね。これは、仮に落下して誰かがけがした場合に、責任は誰がとるのですか。

(事務局) 綿田景観調整課長

一義的には看板の持ち主ということになりまして、この場合は商店主の方になると思います。

(岩村副会長)

その場合に、例えばこういう事故をカバーできる保険制度はあるのでしょうか。

(村上委員)

私が言っはいけないかもしれませんが、確たるものはございませぬが、賠償保険が火災保険か何かにくっついています。

(岩村副会長)

ついているのですね。

(村上委員)

賠償保険、あるいは車の保険にもついているかもしれませんけれども、ちょっとわかりませぬが。専門家の先生がいらっしゃると思いますので。

(河住委員)

あると思います。個人賠償責任保険が特約でつけられるので、それで第三者に……

(村上委員)

商店街の街路灯もございませぬけれども、街路灯にもつけております。

(岩村副会長)

こういう袖看板もその対象になるわけですか。

(河住委員)

そうですね。自分の所有しているものからの第三者への加害であれば含まれるという特約をつけられ

大丈夫ですね。

(岩村副会長)

行政側に責任は発生しないのですか。

(河住委員)

しないと思います。何か法令等で行政の義務みたいなものが定められていれば、それに違反したということにはなるのでしょうかけれども、多分そこまでの義務の条例はないですね。

(岩村副会長)

基本的に袖看板の位置は、官民境界の官側になりますよね。場合にもよりますが、大体は官側になるわけですが、それでも行政側に責任は発生しないのでしょうか。

(事務局) 綿田景観調整課長

それは道路の占用許可をとって、土木事務所にお金を払って使わせてもらっている状態です。

(岩村副会長)

お金を払っている。

(河住委員)

管理責任は所有者のほうに。

(岩村副会長)

管理責任は所有者だけにあるということですか。

(山崎委員)

ちょっといいですか。

(岩村副会長)

はい、どうぞ。

(山崎委員)

屋外広告の条例というのはありますよね。そこには、どの程度老朽化したら取りかえなければいけないとか、ちゃんと定期的に見回らなければいけないとか、そのような条例というのはないのでしょうか。所有者の管理者責任だけになってしまうのでしょうか。

(岩村副会長)

いかがでしょう。

(事務局) 綿田景観調整課長

条例では屋外広告物の許可の継続をするときに点検してくださいというお願いをしてありまして、点検した票と一緒に提出してもらっております。その中でよくない状態のものがあれば、そもそも許可しないということにしております。

(山崎委員)

そうですか。

(岩村副会長)

それは行政側が見るわけではなくて、所有者が点検しなさいということになっているわけですね。

(山崎委員)

何とでも書けるような気が、しないでもないですけども。

(岩村副会長)

なかなか難しいですね。他の行政、自治体ではどのようにされているでしょう。どうぞ。

(川崎委員)

神奈川県ですけども、平成27年に札幌市で看板が落ちて、それまでもいろいろ屋外広告物の安全というのは観点としてあったのですけれども、そこを大きな契機として全国的に安全の意識が高まりました。神奈川県でも今年度、条例と規則を改正しまして、その中に点検の項目を入れました。今までは自主的に点検していただいたのですけれども、先ほど横浜市さんがおっしゃったような、継続時に点検のチェックシートを出してもらって、そこで点検した写真も一緒に出していただくようにしました。その際のチェックはA、B、C、Dの4段階で行いますが、措置が必要ということになれば、その後に措置したものをもらい継続するという形にいたしました。

(山崎委員)

点検は業者がするわけではなくて？

(川崎委員)

持ち主の方が行うこともありますけども、点検が難しい大きな広告物等につきましては、業務主任者レベルの人にやっていただくようになっていきます。

(山崎委員)

余り大きくなくても、上から落ちてくると大変なことになってしまうので、自主点検だけではちょっと怖い気がしますよね。

(川崎委員)

ええ、そうですね。そういったことで点検を継続の際にお願いしています。その他にも、屋外広告物は造った時は当然新しいものですが、写真にありましたようにだんだんさびたり、破損したりしていくものなので点検の必要性を周知したり、また、業界と国では委員会をつくり、点検でこんな点を見たほうが良いということなどのマニュアル冊子も作っていますので、そういったものもお渡ししたり、ホームページに公開して周知するようにしています。

(岩村副会長)

恐らく問題なのは、こういう状況だからこのぐらい危険だという判断を誰がどのようにするかということですね。それは、これからいろいろ精査されていくのでしょうか。特に、南海トラフによる首都圏における地震の発生確率が80%まで上がったということもあり、ぜひその辺はよろしくご検討をお願いしたいと思います。

横浜市さんは神奈川県さんとの関係で、これから見直す方向にあるのでしょうか。

(事務局) 梶田景観調整課長

神奈川県さんのほうは、大きなものについては資格のある人が点検するというところに……

(岩村副会長)

どういう資格ですか。

(川崎委員)

業務主任者、例えば屋外広告士とかですね。

(松野委員)

いわゆる看板のプロですね。

(川崎委員)

そうですね。

(岩村副会長)

なかなか難しいですね。

(松野委員)

たしか、横浜サインを立ち上げる時のスタートメンバーになった(社)神奈川県広告美術協会の方だと思いますが、いただいた名刺の中に<屋外広告士>の方がいらっしゃいました。

(川崎委員)

いいえ、一般的な屋外広告士は全国レベルの資格です。あと、講習会受講者等ですが、実際のところ点検についての専門家はそれほどいないのです。ですから、詳しい方がたくさんいれば、どこでも点検はできるのですが、一方、そういう人にしかできないことにしてしまうと、点検できる場所も少なくなってしまうので、そのバランスもある程度考えています。講習会や、屋外広告物についてはこんなところが老朽化しますとか、さびますよということを記した冊子とかパンフレットを作って周知するようにもしています。また、屋外広告物はそれぞれ物によっても違うでしょうし、設置している場所、例えば海の近くと山とではまた違います。場所等によっても状況が違う、そういった観点で屋外広告物を見てもらいたいです。なかなか全て共通の点検する期限を設けることはできないのですが、継続が一番長くて3年なので、3年以内には、点検する機会はあることになります。

(岩村副会長)

そういう制度上の整備はこれから時間がかかるとは思いますが、少なくともこういう<まち歩き>みたいなことから始めていくのは非常にいいことだと思います。さっきお金の話がありましたけれども、これはどのぐらいお金がかかるものなのですか。

(事務局) 梶田景観調整課長

点検だけですと、まち歩きだけ、目視だけということであれば、1つの商店街を半日ぐらいで見回れますので、それなりの方を頼んでも数万円だろうと。

(岩村副会長)

数万円ですか。ただ、看板をばらして点検ということになると、もっと大変ですよね。

(事務局) 梶田景観調整課長

はい。また問題は、今回和田町商店街をやりましたが、和田町商店街はほとんど個人のお店ですので、10平米を超える、許可を必要とするような看板はほとんどないのです。こちらの写真に載って

いるのは、②というほうですか、40年というふうに聞いています。その40年間、ほとんど上を見上げることはなかったという話ですので、こういった個人のお店の小さな看板については、制度上点検を必要としておりませんので、そちらのほうの啓発が必要かなと思っております。

(岩村副会長)

まち歩きは毎年予算化されているのですか。

(事務局) 綿田景観調整課長

この9月の屋外広告物適正化旬間に何かやるということに、全国的になっておりまして、横浜市ではこの期間まち歩きをしようというふうに、今やっているところです。

(岩村副会長)

ぜひ毎年予算化をお願いしたいと思いますね。ほかに何かご質問、ご意見ございますか。特にないようでしたら、次の報告に進みたいと思います。

報告2 横浜サインの今後のスケジュールについて

事務局から資料に基づき説明

(岩村副会長)

ありがとうございます。それでは、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようでしたら、次の報告事項をお願いしたいと思います。

報告3 歩行者系案内サインの整備について

(非公開)

報告4 禁止地域における展望不可案件について

事務局から資料に基づき説明

(岩村副会長)

ありがとうございます。ご意見、ご質問はいかがでしょうか。一言、松野委員からお願いしたのですが。

(松野委員)

言い始めると切りがなくなってしまう。これは難しいですね。

(岩村副会長)

そうですね。

(松野委員)

これは難しいですね。

(岩村副会長)

難しいですね。7番なんか、僕は余り変わっていないような気がするのだけれども。むしろ前のほうが読みやすいですね。

(松野委員)

前のほうが一見したところ区別されて、文字は読みやすかったのではないかなと思いますね。ただ、赤が強いだけだと思うのです。だから、赤ベタを別な色にして、白抜きでも白が目立つような色にすれば、もう少しこれは落ちついたのではないかなと思いますね。

(岩村副会長)

そうですね。修正後が必ずしもいいとは、僕は思えないですね。それもしょうがないですね。もう終わってしまったことだから。8番はどうでしょう。

(松野委員)

何とも……

(岩村副会長)

何とも言えないですね。これもオレンジにしたことで、むしろ見にくくなりましたよね。

(松野委員)

そうですね。はっきり言って、どちらを認知させたいかによります。店舗名を知らせたいのか、3.4キロを知らせたいのか……、この限られたスペース内にこれが余りにもがちり組みこまれてしまっていてわけがわからなくなっている。

(岩村副会長)

そうですね。もうちょっとどうにかならないのですかね。1番とか2番ね。余りにも雑然としていますね。これはもうどうしようもないのでしょうか。こうなったという報告ですよ。

(事務局) 立川景観調整係長

ええ、はい。一応調整はしたのですが、なかなか相手方も載せたい情報を絞ることができないということで。協力レベルでお願いしているところもございますので。

(松野委員)

いつも思うのですが、どこに立ってこれを見るのかということですよ。それによっては文字が入り過ぎているのもあるだろうし、もっと効かせ方もあるだろうと僕は考えてしまうのですが。

(岩村副会長)

あと、見る位置との距離ですよ。いろいろな場合があるでしょうが。ほかにいかがでしょうか。いつも悩ましいところではございますが。特にならなければならぬ報告事項は終わりにしてよろしいですか。

では、菊竹会長がお見えですので、議事をお返しいたします。審議事項のほうをよろしくお願いたします。

審議事項

議案 1 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

(菊竹会長)

岩村委員、突然のことで、どうもありがとうございました。湘南新宿ラインが全部止まっておりまして、このように審議に遅れましたことをおわびを申し上げます。また、審議の進行につきまして、報告事項を先に行ってくださいまして、誠にありがとうございました。

それでは、審議事項、議案 1、横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について、事務局からご説明のほど、お願い申し上げます。

事務局から資料に基づき説明

事業者から資料に基づき説明

(菊竹会長)

ありがとうございます。DeNAベイスターズの皆様にはお待たせしてしまいまして、大変申しわけございませんでした。1点説明を加えていただきたいのですが、配られた資料について少し説明を加えていただけますか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

申しわけありません。先週の金曜日なのですが、横浜スタジアムとの打ち合わせで、工事の関係でスタジアムの、今芝生エリアと言っている、関内駅から入った正面の公園の一部エリアに、選手の駐車場が設けられるという予定になっているそうで、そちらのほうがちょうどスロープ上から見ると丸見えというか、よく見えてしまうということで、ファンの混乱を避けるというところに重点を置いて、このスロープの横の手すりの上に、さらに1メートルから1メートル50センチぐらいの高さの柵を設けるというふうな予定になっているという話を聞きました。そうしますと、ちょうどデザインイメージにある赤い枠の部分が手すりで見えてしまう可能性が非常に高いので、すぐくめの、スタジアムを訪れる方が一番よく通るところですので、あえてここに見切れてしまう選手の肖像は入れずに、もしかしたらロゴとかそういったもので、ほかの照明柱とデザインを合わせたもので、選手の意匠が入らないデザインを考える可能性が出てきてしまいましたので、補足として1枚資料をつけさせていただきました。

(菊竹会長)

それは4号柱のみについてということでしょうか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうですね。

(菊竹会長)

わかりました。それでは皆様、ご意見やご質問をお願いいたします。

(岩村副会長)

今のところで、目隠しのスレートというのはどういう意味ですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

この、今ある壁の上に、薄い1枚の壁のようなものを、空気の抵抗がないように少しブラインドのような形で、間を空気は通るのですけれども、ここでお待ちいただいている方が見ても中が見えないようになって、壁のようなイメージなのですが、そういったものが1メートルほど上に足される形で設置されるということです。

(岩村副会長)

スレートというと普通は材料ですけれども、スレートの板がそこにあらわれるという意味ではないですね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうですね。ではないです。よく民家の外壁とかでも使われるような、アルミの細い板が並んだような……

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

斜めに重なっているようなイメージの……

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

目隠しのものを設置するというような話です。

(岩村副会長)

そういうものですか。

(菊竹会長)

ほかに何かご意見はございますか。

(松野委員)

最近、ベイスターズの写真が面白くなってきていて、バス停広告のほうで僕は褒めているのです。特に1月上旬に審査したもので、ビジター用に被る新しい帽子のお披露目のポスターなのですが、投球モーションに入ったピッチャーが構えているビジュアルがありました。あれが今までにない写真が撮れている。やっと来たなという感じがしました。やはり強くなり始めるとクリエイティブも段々と頑張るのかなと。期待しています。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

ありがとうございます。

(菊竹会長)

ほかに何かございますか。

(松野委員)

いや、そんなところで。多分、ここにある写真はまだラフですよ。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうなのです。

(岩村副会長)

優勝してほしいですよ。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

ありがとうございます。

(松野委員)

あと、ふっと今思いついたのですが、ラミちゃんの姿がどこかにちょっと入っていてもいいのかなという気がします。

(岩村副会長)

ラミちゃんね。日本国籍も取られるようですから。

(松野委員)

集合写真などで、ポチっとどこかにラミちゃんの姿を探すのも面白いのではないかなという。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

もしかしたら、人工台地の仮囲いの中に入ったりですとか、許可をいただけるようでしたら、街の中にバナーを掲示させていただいているのですけれども、そちらの一部に入ったりですとか、そういったところで。

(松野委員)

彼の場合はクレバーだし、コメントも気が利いているから。その親しみやすい人柄や姿を取り上げるのもアイデアの一つではないですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

もともとそういう、明るいキャラクターですよ。

(松野委員)

そうそう。それで、全体でベイスターズだという意識を持たせたほうが、こここのところに来て、選手一丸となってみたいな言葉になってしまうけれども、そういう時期でもあるような気もするのです。

(岩村副会長)

そろそろね。1つ質問なのですが、オリンピックで客席が増築されますよね。それとこの掲出の広告との関係というのは、特に問題は発生しないのですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

デザインの的には、まだ何かお知らせを入れるということは考えていないのですけれども、今後場所等は変更になる可能性が大きくなるかと。

(岩村副会長)

今年はつくりながら使うのですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうなのです。

(岩村副会長)

大変ですね。

(松野委員)

先日、新聞で読みましたが、エリアによって値段が変わるみたいな、あとスケジュールによってという、あれをもう少しわかりやすくしてほしいなと思って。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうですね。試合日ですとか、対戦カードによって3種類金額の設定があるようでして、それは今後チケットの販売所ですとか、ホームページ等で丁寧に説明が必要かなというふうに我々も感じております。わかりにくいですよ。

(松野委員)

やはり、タイガース戦などのときには黄色が、ダーっと増えたりするのですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

カーブ戦もすごい人気で。ジャイアンツも近くて、もともと人気球団なので、非常にチケットがとりにくい状況になっているというのがございます。

(岩村副会長)

確認ですが、座席は1塁側と3塁側が増設されるということですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

はい。今季、工事がかかってくるのが1塁側のほうです。

(岩村副会長)

今季は1塁側だけ。来年、今度は3塁側というわけですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

はい、そうです。後半から一部仮囲いが高くなったり、そういったことが予定されているようなのですけれども。

(岩村副会長)

今、外形は真ん丸ですけども、これは楕円になるということですか。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

いえ、この丸は生かして、横に建物がふえるという。

(松野委員)

全体像が三角形みたいになるのです。おむすびを反対にしたみたい。

(岩村副会長)

多少突起が出るみたいな感じですかね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

そうですね。丸の横に長方形が2つついてという形になると。左翼と右翼みたいな。

(岩村副会長)

合わせて3000席でしたっけ。

(事務局) 綿田景観調整課長

6000です。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

6000席ですね。

(松野委員)

上層階の席までの階段は結構急になりますね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

今でも上のほうの席は、割と我々も駆け上がるとちょっと膝に、というときがあるのですけれども、さらにそれよりも高く設定されるので、階段で上るのはちょっと大変になるかもしれません。

(菊竹会長)

ありがとうございます。関内駅や日本大通り駅での取組みを拝見し、今後も、街との関係性をいかにたちで表現する広告づくりに期待します。よろしくお祈いします。

(松野委員)

一ついいですか。以前この会でいろいろチェックしながら設置されたマンホールの蓋に関してですが、結構お客様も喜んでいてと思います。あの会議の時に、出来たら1つでも良いので蓋のデザイン部分を鋳鉄で作って欲しいと言ったのです。何故かという、今、全国的にデザイン・マンホール蓋がブームとしてある中で、素材的には鋳鉄製の蓋でなければいけないのです。従って、今の鋳鉄ではない蓋だと全国区のマンホールの仲間に入れてもらえない。たとえ一か所でも鋳鉄製のマンホール蓋がスタジアム周辺のどこかに使用されていれば、ちょっとした宝探しの楽しみをマニアックに出来る可能性も出てきます。なので、ぜひ1個つくっておいてほしいのですが。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

わかりました。

(松野委員)

歴史として。

(岩村副会長)

今のうちね。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

社に持ち帰って、ぜひ検討させていただきます。

(松野委員)

よろしく。

(菊竹会長)

よろしくお祈いします。それでは皆様からほかにご意見がないようでしたら、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(承認)

(菊竹会長)

ありがとうございます。

(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ

ありがとうございました。

議案2 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について

事務局から資料に基づき説明

(菊竹会長)

ありがとうございました。前回の委員会で、ファイナルファンタジーについて、皆様から活発なご意見をいただきました。今後、横浜市がプロジェクションマッピングをどう扱っていくか、積極的に皆様のご意見やご質問をお願いしたいと思います。

(松野委員)

国がこのように決めたというのはどうしてなのですか。

(事務局) 綿田景観調整課長

恐らくオリンピック等で、プロジェクションマッピング等がかなり盛んになるだろうということ。

(松野委員)

そういう訳ですか。

(事務局) 綿田景観調整課長

はい。非常にやりにくいだということをおある業者に言われたからというところもあるようですけれども。

(松野委員)

例の大手代理店あたりが使おうとしているのかな。なるほど。ただ、前回我々が話した時に、ドックヤードでやる場合、最終的に企業のロゴが入らなければ広告ではないのではないかみたいなことを話していたし、あの場所で継続的にやると広告になってしまうのではないかみたいなことを言っていましたよね。ここにある他の3市のご意見を見ると、結局イベントとして見ていますよね。その辺のことと、オリンピックがあるということとの絡みというのはどういうふうにご考えたらいいか。

(菊竹会長)

プロジェクションマッピングの内容が、広告であるのか、アートであるのか、イベントの一環であるのかということで、意味が違ってきます。横浜市として、プロジェクションマッピングの定義づけをきちんとすべきではないかと思います。

(岩村副会長)

その時にぜひ勘案していただきたいのは、プロジェクションアートは日進月歩だということです。例えば今回のオリンピック開会式などを見ていると、あれは基本的にプロジェクションマッピングですよ。その多様な組み合わせで、あそこまで高度な表現ができるようになってきている。また、照明がしまれた集団のドローンがプログラムで自由に制御できるとか、複数のメディアが組み合わせられて、非常にクリエイティブなプロジェクションがすでに可能です。まして、東京オリンピックが開催される頃になると、その技術はもっと進んでいるはずですよ。

ですから、今ある表現方法を固定化して定義づけて規制しようと、この表現分野の自由度や創造性が失われてしまうことを危惧します。従って、僕は積極的に支援するという立場に立った上で、以下の様な幾つかの重要な検討事項について議論すべきだと思います。

- 1) 一つはコンテンツの問題です。コンテンツが誰を対象にしたものなのか、それからアートなのか広告なのか、それによって対応の仕方が変わってくるでしょう。
- 2) それからもう一つは期間です。瞬間的に終わるものか、1週間か、1カ月か、またトリエンナーレなどの場合だと、もっと長期間にわたって行われます。それによって規制のあり方が違ってきます。
- 3) もう一つ大きな問題は、プロジェクションの大きさです。壁面の10%という決め方はどうしてなのかよくわかりませんが、今や、壁面全面を使えないとあまり意味がないと思います。
- 4) さらにもう一つは露出度の問題があって、ある一定の人々しか見られないものなのか、あるいは誰でもが見られるものなのか、によって扱い方が違ってくると思うのです。

つまり、これから新たな表現媒体として発展していく余地を十分に残した上で、このような側面から検討していただきたいと思います。しかも横浜ですから、ぜひ全国に先駆ける先進例としてつくっていただきたい。他都市の前例は余りに気にしなくて良いと思うのです。この分野で頑張っている人たちは、基本的に若い人たちです。30代とか、20代とか、あるいは10代かもしれない。そういう人たちのクリエイティビティーを横浜市が積極的にサポートする上でも、この要綱のつくり方は非常に重要だと思います。

(松野委員)

フランスあたりでしたか、光のお祭りみたいな。

(菊竹会長)

ルミナリエ。

(松野委員)

フランス、リヨンの<光の祭典>のようなものとの関連が、いずれどこかでクロスしてくると思うし、その辺までも考えた上での取り決めをしていかないとだめだと思うのです。

(岩村副会長)

それと、ルミナリエみたいなものと比べると、将来的にはもっと安くできます。そうすればもっと普

及していく。そんな可能性を含めた上で検討されるべきだと思います。

(山崎委員)

今、副会長がおっしゃったように日進月歩で、もっと手軽にもっと安くできるようなものが、それこそ1年、2年を待たずにできてしまうかもしれないと思うのです。そうすると、今はお金がいっぱいかかるから、大きなイベントでないと、という理由で簡単にはできないとしても、近いうちに、数人のグループでも勝手にできてしまう可能性がありますよね。そういうときはどうするのだろうと。有害なもの、危険なものがゲリラ的に映されてしまうということもありうるかもしれません。見たい人だけ見るという一定の枠の中でやるならいいのですけれども、突然何かとんでもないものが公共空間にあらわれると、ちょっと怖いという気がします。そういうところの規定は一体どうするのでしょうか。

(菊竹会長)

今、山崎委員から大変貴重なご意見をいただきました。プロジェクターを10台ぐらい集めると、5階立てぐらいの建物の壁面を覆うプロジェクションマッピングは、大学2、3年生の知識と技術でできてしまいます。ごく簡単に制作可能な表現方法だということを認識する必要があると思います。

それから、この検討委員会が内部だけでどうなのかということが若干あるのですけれども、もし可能であれば、例えば建築家や、環境の先生に加わって頂けないでしょうか。

(事務局) 綿田景観調整課長

こちらは屋外広告物の審議会になりますが、もう一方に都市美対策審議会がありまして、そちらは景観を扱っています。このぐらい大きな映像となりますと、広告として見るばかりではなくて、景観をつくるものというふうに見ることもできますので、そちらにやはりご相談するというのもあるかなと思っております。

(岩村副会長)

そのとき、つくる側の人たちの意見も聞きたいですね。それこそ芸大の学生さんとか先生とか。

(事務局) 綿田景観調整課長

現に市内にある芸大の大学院では、学生がつくっています。

(岩村副会長)

彼らは彼らなりに多分こうあってほしいなという意見があると思うのです。

(松野委員)

チームラボなんか、もっとやっていますものね。飛ばして、シンガポールなんかも。結局ああなっていくと思うし、それを禁止令をつくってもしょうがないような気がします。そうではなくて、例えば横浜市としては、壁を貸したり、建物を貸したり、映す場所を管理しているのだということでの、何か別な角度からの、締め上げるわけではないけれども、一応ここまではこういうことですよというようなルールを示せばいいのではないかなという気もするのですけれども。もちろんそれには実際携わっている人たち、学生も含めて、いろいろな討議をしていくということが必要だと思います。

(秋山委員)

イベント的だとか、アートとしてのプロジェクションマッピングというものもあると思うのですけれども、でもこれから本当にいろいろな日進月歩で、広告の一つとして、どこかの壁を借りてずっとそれをやっているとかということもこれからは考えられますよね。そうすると、それは明らかに屋外広告の範疇には入ってくると思うのです。ですので、その辺も考えてどうするかということですよ。

(山崎委員)

今おっしゃったルールにどうやったら従ってもらえるのか、私はまだ疑問に思うのです。従ってくればいいのですけれども。勝手にしようと思えばできてしまうものでもありますよね。

(松野委員)

もしそうだとした場合、それが取り締まれるかどうかということですよ。

(山崎委員)

そうですね。ちゃんとルールを守ってくれば楽しいものだと思うのですけれども。

(松野委員)

それはやはり景観に属せないということでしょうね。

(岩村副会長)

多分グラフィティと同じようなことだと思うのです。以前のグラフィティは壁描き、落書きですから、ずっと残ってしまうでしょう。あれは商店街の人にとっては本当に困るのですよね。だけど、プロジェクションマッピングは消えますから、大分位置づけが違ってくると思うのです。

(山崎委員)

消すことができるから、よけい問題なのです。ゲリラ的にやれるから。アートって考え方がいろいろあって、グロテスクだ、危険なアジテートだと誰かが思うものでも、いやこれはアートだと誰かは思う。

(松野委員)

フィギュアスケートの採点のように、出来栄え点をつけるような……。

(山崎委員)

その評価は、やってしまった後ですよ。

(日並委員)

特にプロジェクターでやる場合は夜間ですよ。

(岩村副会長)

そうですね。

(日並委員)

夕暮れ、暗いときにやるわけですから、時間の規制などはできると思います。それから、今言った、例えば港の近くであるとか、住宅地ではないところのエリアを絞るとか。今はドックヤードガーデンの壁のところは何もないから、つけたって別に皆さん誰も文句を言う人はいないですけれども、今度は外で、例えば大さん橋の端っこのほうに何かこういう形でもってやるとか。そういうことになる、みんなが見えるわけですから、そうするとその辺のところの規制はどうするかというようなところは、外観的にもみなとみらいの今の壁、あそこに3つある建物に映されたのではちょっと困るよとか、ランドマークタワーの広告のところにつけられたんじゃないかとか、その辺のところの大まかな規制はやはりここで一応考えて、方針みたいなものを立てる必要があるのではないかなという気がします。

(事務局) 嶋田地域まちづくり部長

私も、例の内閣府の規制改革推進会議の議事録がオープンになっていましたので、ざっと見てみますと、やはり今日いただいたような意見のようなものが出されていて、日進月歩の技術に今追いついていないのではないか、早くルールを決めないとお手おくれになるみたいなニュアンスであったり、あとはオリンピックのときのアートイベントがすばらしかったとか、いろいろな情報も出ているようでございます。一方で横浜らしい景観は私どもがこだわっていかなければいけないところです。内閣府の議事録には、今年の6月ごろに答申のようなものが出るという記載もありました。オリパラに向けての国を挙げての動きというのは我々も気にしなくてはいけませんので、そういったところも情報入手しながら内部でも検討し、また都市美審の専門の先生や、デザイナーの方にヒアリングなど、どの程度できるかは検討しますけれども、オリンピック・パラリンピックも迫っていますので、詰めていきたいというように思います。

(日並委員)

それについてまとめになるところですね。役所の中ではここが中心になって許可だとかそんなことをやる、一応取り締まる、中心になって相談に行くところの窓口はつくっておいてくれないと。もちろんここでしようけれども、わかるような形で皆さんに、そういうことをやる人にわかるような形でもってやっておかないと、相談に行かないで、どこにも相談するところがなかったからやったとかいうことになりますのでね。

(山崎委員)

広告という観点ではなくて、プロジェクションマッピングそのものですが、消えるものであるだけに、本当にゲリラをやれる可能性がすごく強い。落書きなら消すのに時間がかかって、とりあえず一定時間、証拠が残ります。でも、瞬時に消せるものは逆に危ないかもしれない。わくわくする反面、怖いという気もします。平昌オリンピックのドローンは美しかったです。夜空いっぱいこんなこともできてしまう。でも、そうした技術は悪用されないようにしないと。

(日並委員)

みんな見ましたよ。インスタ映えするって、やられますよ。

(菊竹会長)

政治的、宗教的に利用されないようにしなくてはなりません。公共性という観点から、アートまた広告での使用がどうかたちであつたらいいのか、色々と慎重にご検討をお願いいたします。

ほかに何かございますか。何もないようです。

これで予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

閉 会

	<p>(事務局) 梶田景観調整課長</p> <p>長い時間、どうも熱心なご討議をありがとうございました。本日の議事録については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録について、あらかじめ指定した者の確認を得た上で、それを閲覧に供するという事になっております。今後、事務局が議事録を作成し、委員の皆様にご確認していただいた後、会長に具体的な確認をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次回につきましては、6月ぐらいに開催できればと考えておりますが、具体的な日については、また後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は長時間にわたりありがとうございました。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回横浜市屋外広告物審議会資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、各委員で確認した後、会長が最終確認する。